

給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

種別
給与、賞与、青専（青色専従者給与）など給与等の種別を記入してください。

（源泉）控除対象配偶者の有無等
控除対象配偶者（年末調整を行っていない者については源泉控除対象配偶者）がいる場合に○印をつけてください。
（源泉）控除対象配偶者が70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）の場合は、『老人』E欄にも○印をつけてください。

配偶者（特別）控除の額
配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した額を記入してください。

配偶者の合計所得
◇配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合、令和5年中の配偶者の合計所得金額を記入してください。
◇年末調整を行っていない者で源泉控除対象配偶者がいる場合、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された「所得の見積額」を記入してください。

社会保険料等の金額
給与等からの控除分と申告により控除する分を合計し、小規模企業共済等掛金がある場合は上段『内』欄にその掛金を記入し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計額を記入してください。

控除対象扶養親族の数・氏名及び個人番号
◇（源泉・特別）控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名、個人番号を記入し、16歳未満の方（平成20年1月2日以降生まれの方）は16歳未満の扶養親族の欄に記入します。
※控除対象扶養親族が5人以上の場合は摘要欄に記入してください。（摘要参照）
※控除対象扶養親族が国外に居住する非居住者である場合には『区分』の欄に該当する区分（01～04※国税庁作成の手引参照）を記入してください。
◇特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人）の扶養親族の人数をG欄に記入してください。
◇老人扶養親族（昭和29年1月1日以前に生まれた扶養親族）の人数をI欄に記入してください。
◇老人扶養親族の中で同居老親等（同居している本人又は配偶者の父母、祖父母等直系尊属）の人数を『内』H欄に記入してください。
◇上記のいずれにも該当しない扶養親族については『その他』J欄にその人数を記入してください。

生命保険料の金額の内訳及び控除額
各種保険料支払額から算出した金額が控除額となりますので『生命保険料の控除額』O欄に記入してください。個人住民税の算定の際に使用するため、生命保険料の控除額の欄だけでなく、㊥～㊨欄にそれぞれの支払保険料等の内訳を必ず記入してください。

摘要
◇前職分を含めて年末調整を行った場合には、その支払者の住所、名称、退職した年月日、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記入します。中途就・退職、アルバイト給与等で年末調整していない場合は「年調せず」と記入します。
◇控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、摘要欄に括弧書きの数字を付して氏名を記入し、『5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号』の欄に括弧書き数字を付した個人番号を記入してください。
◇普通徴収をする者
特別徴収を行うことができない「特別の事情」がある場合に限り、「普通徴収希望」と記載してください。

※詳しくは、国税庁作成の「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御覧ください。

住所
受給者番号

受給者の令和6年1月1日現在の住所又は居所を確認し、マンション等に居住の方は、マンション名・部屋番号も記入してください。

給与等の支払者が受給者ごとに番号を付している場合にはその番号を記入してください。（ただし30桁以内）

※ 区 分										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																			
尾張旭市〇〇町△△－□□ マンション●●号										(受給者番号) A 1 2 3 - 0 1 1										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										(役職名) 課長																			
氏 名 尾張 太郎										(フリガナ) オワリ タロウ																																							
種 別 給与・賞与										支 払 金 額 千円 円 ④内 ⑤内 8 500 000										給与所得控除後の金額 (調整控除後) 千円 円 ⑥内 ⑦内 6 550 000										所得控除の額の合計額 千円 円 内 千円 円 4 468 732										源泉徴収税額 千円 円 0									
(源泉)控除対象配偶者の有無等 老人 控 除 の 額 千円 円 ⑧内 ⑨内 380 000										配偶者（特別）控 除 の 額 特 定 老 人 其 他 千円 円 ⑩内 ⑪内 ⑫内 1 1 1 3										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数(本人を除く。) 非居住者である親族の数 千 人 千 人 千 人 千 人 千 人 千 人 1 1 1 3 1 1 1																													
社会保険料等の金額 千円 円 ⑬内 ⑭内 60 000 693 732										生命保険料の控除額 千円 円 ⑮内 ⑯内 115 000										地震保険料の控除額 千円 円 50 000										住宅借入金等特別控除の額 千円 円 110 600																			
(摘要) <前職分>〇〇市△△町●● □□銀行(株) 令和5年3月29日退職 (1) 尾張 良子 支払金額 1,134,800 円 社会保険料 106,271 円 源泉徴収税額 3,250 円																																																	
生命保険料の金額の内訳 新 生 命 保 険 料 の 金 額 千円 円 ⑰内 ⑱内 24 000										生命保険料の金額の内訳 生 命 保 険 料 の 金 額 千円 円 ⑲内 ⑳内 36 000										介護医療保険料等の金額 千円 円 ㉑内 ㉒内 48 000										新個人年金保険料の金額 千円 円 ㉓内 ㉔内 53 000										旧個人年金保険料の金額 千円 円 ㉕内 ㉖内 72 000									
住宅借入金等特別控除の額の内訳 住宅借入金等特別控除適用数 1 千円 円 300 000										居住開始年月日(1回目) 年 月 日 27 3 5										住宅借入金等特別控除区分(1回目) 認(特)										住宅借入金等年末残高(1回目) 円 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 円 住宅借入金等年末残高(2回目) 円																			
(源泉・特別)控除対象配偶者 (フリガナ) オワリ サチコ 氏 名 尾張 幸子 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6										配偶者の合計所得 千円 円 ㉗内 ㉘内 880 000										国民年金保険料等の金額 千円 円 ㉙内 ㉚内 156 770										旧長期損害保険料の金額 千円 円 ㉛内 ㉜内 19 000																			
1 氏 名 尾張 良朗 個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										1 氏 名 尾張 良夫 個人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (1)666666 666666																													
2 氏 名 尾張 健太 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 氏 名 個人番号																																							
3 氏 名 尾張 花子 個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3										3 氏 名 個人番号										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																													
4 氏 名 尾張 正夫 個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4										4 氏 名 個人番号																																							
㉚未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 ㉛寡婦 ㉜ひとり親 ㉝勤労学生										中途就・退職 就職退職 年 月 日 元 号 年 月 日 ○ 5 4 1 昭和 43 5 5										受給者生年月日 年 月 日 元 号 年 月 日 昭和 43 5 5																													
支 払 者 個人番号又は法人番号 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 尾張旭市〇〇町△△－□□ 株式会社 〇〇商事 (電話) 〇 5 6 1 - 5 3 - 〇 〇 △ △										(右結で記載してください。)																																							
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記載してください。										中途就・退職 年の途中で就職や退職した方について該当欄に○印をつけ、その年月日を記入してください。										支払者住所・氏名・電話番号・法人又は個人番号 必ず記入し、ゴム印を使用される場合は3部とも押してください。																													

本人該当欄
本人の条件で『未成年者』から『勤労学生』までの該当する欄に○印をつけます。
※未成年者とは平成18年1月3日以降に生まれた未婚の方です。

中途就・退職
年の途中で就職や退職した方について該当欄に○印をつけ、その年月日を記入してください。

支払者住所・氏名・電話番号・法人又は個人番号
必ず記入し、ゴム印を使用される場合は3部とも押してください。

受給者生年月日
未成年者、同姓同名の場合の個人特定などの判定に使用しますので、必ず正確に記入してください。

氏名・個人番号
受給者の氏名と個人番号を正確に記入し、氏名には必ずフリガナをつけてください。（本人に確認をお願いします。）

障害者の数
本人を除き、同一生計配偶者や扶養親族の中に障害者がいる場合に記入してください。
◇『特別』のL欄には、同居を含めた特別障害者の人数を記入してください。
◇『特別』の『内』K欄には、同居の特別障害者がある場合にその人数を記入してください。
◇『その他』のM欄には、特別障害者以外の人数を記入してください。
◇同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）が障害者に該当する場合は、摘要欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記入してください。（例「氏名（同配）」）
※特別障害者とは、身体障害者手帳の1級・2級などに該当する方です。

非居住者である親族の数
（源泉）控除対象配偶者、配偶者特別控除対象配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する方がいる場合はその人数を記入してください。

16歳未満扶養親族の数
16歳未満扶養親族（平成20年1月2日以降生まれ）の人数を記入してください。

住宅借入金等特別控除の額
「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した額を記入してください。※控除額が算出所得税額を超える場合、算出所得税額を限度。

地震保険料の控除額
支払地震保険料が控除額となります。最高 50,000 円までです。また、経過措置として旧長期損害保険料については最高 15,000 円まで控除できます。（支払旧長期損害保険料を㊥欄に記入してください。）

住宅借入金等特別控除の額の内訳
年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、
◇「適用数」は、当該控除の適用数を記入してください。（3以上ある場合は摘要欄に区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。）
◇「可能額」は、年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記入してください。
◇「居住開始年月日」は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。
◇「区分」は、適用を受けている控除の区分を次のように記入してください。
住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含みます。）
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項の規定の適用を選択した場合
※当該住宅の取得や増改築等が特定取得（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む）に該当する場合には「(特特)」、特例特別特例取得に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。

所得金額調整控除額
「所得金額調整控除申告書」に基づいて控除した額を記入してください。
※摘要欄にも記載が必要な場合があります。国税庁作成の手引をご確認ください。

基礎控除の額
「給与所得者の基礎控除申告書」に基づいて控除した額を記入してください。
※基礎控除の額が48万円の場合は、記入を省略できます。

給与支払報告書（総括表）の書き方 尾張旭市

尾張旭市で令和5年度の個人の市・県民税を特別徴収している事業所には、

※給与支払報告書にマイナンバーの記載が必要です。

12月上旬に特別徴収義務者指定番号、事業所名等を記載した尾張旭市専用の総括表をお送りしますので

その総括表で提出してください。

①提出年月日を記入してください。

②事業所の名称、住所及びフリガナを正確に記入してください。
※個人事業主の場合は、屋号及び氏名を記入してください。

③特別徴収をされる場合で、所在地と別に送付先の新規設定又は変更がある場合のみ記入してください。

④この報告書について問い合わせをする際の連絡先としますので、詳しく記入してください。
電話番号は必ず記入してください。

個人別明細書の上1枚（市区町村提出用）と総括表を合わせて、令和6年1月31日（水）までに必ず市町村へ提出または郵送してください。

源泉徴収票（税務署提出用）は、提出要件に該当する場合は所轄の税務署へ提出してください。該当しない場合でも、源泉徴収簿の裏面に添付しておくことで再発行の際に便利です。御活用ください。

源泉徴収票（受給者交付用）は必ず本人に渡してください。
なお、愛知県と県内全市町村では、法令順守と納税の公平を図るため、個人住民税の特別徴収を推進しています。特別徴収を行うことができない「特別の事情」がない限り、特別徴収となります。御理解と御協力をお願いします。

（「特別の事情」の例：給与が毎月支給されず不定期である、給与の毎月支給額が少なすぎて特別徴収しきれない等）

⑥													
給与支払報告書（総括表）													
尾張旭市長あて													
令和6年 1 月 18 日提出（追加・訂正）													
給与の支払期間		令和 5 年 1 月分から 12 月分まで											
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
フリガナ	カブシキガイシャ ○○ショウジ												
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 ○○商事												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上												
フリガナ	オワリアサヒシ○○チョウ△△-□□												
同上の所在地	〒488-0000 尾張旭市○○町△△-□□												
特別徴収関係書類の送付先	〒460-0000 名古屋市○○区△△-□□												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	尾 張 △ △												
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務 課 経理 係 氏名 旭 ○○ (電話 0561-53-00△△)												
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○税理士法人 税理士 ○○ 太郎 (電話 052-000-△△△△)												
特別徴収実施について(お願い) 愛知県と県内全市町村では、法令順守と納税の公平を図るため、個人住民税の特別徴収を推進しています。普通徴収の指定がない場合は特別徴収となります。ご理解とご協力をお願いします。													
・個人別明細書1枚に総括表を添えて提出してください。提出期限 令和6年1月31日(水) ・個人事業主の場合は、「給与支払者の氏名又は名称」欄に、屋号及び氏名を記載してください。 ・前職分を含む場合は、個人別明細書の摘要欄に加算額等内訳を記載してください。													

⑤給与支払者の個人番号又は法人番号を右詰めで記入してください。

⑥事業内容を具体的に記入してください。

⑦令和6年1月1日現在における全従業員数を記入してください。

⑧給与支払報告書を提出される市町村ごとに「特別徴収者数」と「普通徴収者数（退職（予定）者、乙・丙欄、その他の事由を含む）」に分けて記入してください。
なお、普通徴収をする者の個人別明細書の摘要欄に必ず「普通徴収希望」と記載してください。

⑨事業所の管轄の税務署を記入してください。

⑩従業員への給与支払形態と支払期日を記入してください。

⑪尾張旭市で特別徴収の実績がある場合はその指定番号を記入してください。
※税務署の納付番号ではありませんので、お間違えのないようお願いいたします。

⑫関与税理士等がいる場合は氏名及び電話番号を記入してください。

<問い合わせ先>

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市総務部税務課市民税係

電話 0561-76-8117（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 273・274・275

<eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出義務基準の引下げについて>

令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書のeLTAX または光ディスク等による提出義務基準について、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が1,000枚以上から100枚以上に引き下げられましたのでご注意ください。